

船橋市社会福祉法人等指導監査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市社会福祉法人等指導監査要綱（以下「要綱」という。）
第12条の規定に基づき、社会福祉法人等の指導監査に関し必要な事項を定める。

(指導監査事項)

第2条 指導監査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 法人運営
- (2) 事業
- (3) 人事管理・資産管理
- (4) 会計管理
- (5) 施設運営
- (6) 入所者処遇
- (7) その他必要と認められる状況

(指導監査の実施体制)

第3条 指導監査の実施体制は、指導監査課及び必要に応じて関係部署により編成
する。

(指導監査の実施通知)

第4条 要綱第10条(1)に規定する指導監査実施通知は、原則として指導監査実施
日の1月前までに、第1号様式の1又は第1号様式の2により行う。

2 前項の規定にかかわらず、老人福祉法第18条の規定による指導監査と介護保
険法第23条の規定による運営指導を同時に実施するときは、船橋市介護保険サ
ービス事業者等指導監査要領第3条第2項の規定により、船橋市介護保険サー
ビス事業者等指導監査要領第1号様式の2により併せて通知することができる。

(事前提出資料の提出)

第5条 指導監査を実施するときは、社会福祉法人等に事前提出資料の提出を求め
るものとする。

(指導監査の結果通知等)

第6条 要綱第10条(2)に規定する指導監査結果通知の内容は、事前提出資料及び指導監査当日に確認した事項等により作成した社会福祉法人等指導監査調書に基づき、指摘基準を適用し決定する。

この場合において、改善報告を要する指摘事項がある場合には第2号様式の1、改善報告を要しない指摘事項のみがある場合には第2号様式の2、指摘事項がない場合には第2号様式の3により通知する。

(指導監査の改善報告書)

第7条 要綱第10条(3)に規定する改善報告書は第3号様式及び第4号様式とし、改善報告を要する指摘事項がある場合に、結果通知と併せて送付する。

2 改善報告書の提出期限は、結果通知日から2月以内とする。

(関係機関への情報提供等)

第8条 要綱第11条の規定による情報提供等のうち、指導監査の結果を情報提供するときには第5号様式により行い、指導監査の結果を照会するときには第6号様式により行う。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

第1号様式の1（実地監査の実施通知）

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の実施について（通知）

法第 条の規定に基づき下記のとおり指導監査を実施するので通知します。
指導監査に際しては、事前に提出を要する書類等及び指導監査実施日に準備すべき書類等について、遺漏のないよう願います。

なお、指導監査実施日における役員及び関係職員の出席について、ご配慮願います。

記

1. 指導監査対象
2. 指導監査方法
3. 指導監査実施日時及び場所
4. 指導監査担当職員
5. 指導監査実施日に準備すべき書類等
6. 事前に提出を要する書類等
7. 提出期限
8. 提出先

第1号様式の2（書面監査の実施通知）

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の実施について（通知）

法第 条の規定に基づき下記のとおり指導監査を実施するので通知します。

なお、今後の状況によっては、実地による指導監査に変更となる場合があることを申し添えます。

記

1. 指導監査対象
2. 指導監査方法
3. 指導監査実施日時及び場所
4. 指導監査担当職員
5. 事前に提出を要する書類等
6. 提出期限
7. 提出先

第2号様式の1 (改善報告を要する指摘事項がある場合の結果通知)

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の結果について (通知)

法第 条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果、別添指摘事項について、改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導監査当日に、担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善報告を要する指摘事項については、同封の「社会福祉法人等指導監査指摘事項改善報告書」に必要事項を記入の上、改善した事実を証する関係書類等を添付し、本通知日から2月以内に報告願います。

記

1. 指導監査対象
2. 指導監査方法
3. 指導監査実施日
4. 報告期限
5. 提出先

第2号様式の2 (改善報告を要しない指摘事項のみがある場合の結果通知)

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の結果について (通知)

法第 条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果、別添指摘事項について、改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導監査当日に、担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

記

1. 指導監査対象
2. 指導監査方法
3. 指導監査実施日

第2号様式の3 (指摘事項がない場合の結果通知)

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の結果について (通知)

法第 条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果、指摘事項は特にありませんでした。

記

1. 指導監査対象
2. 指導監査方法
3. 指導監査実施日

第3号様式（改善報告書）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

法人名

代表者名

施設名

施設長名

年度社会福祉法人等指導監査指摘事項に関する改善について（報告）

年 月 日付、 第 号で通知のありました改善報告を要する指摘事項について、別添「社会福祉法人等指導監査指摘事項改善報告書」に関係書類等を添えて提出します。

第4号様式

社会福祉法人等指導監査指摘事項改善報告書

社会福祉法人名又は

社会福祉施設名

監査実施日 年 月 日

指摘区分	指摘項目	改善状況または今後の改善計画等	備考

第5号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

法第 条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果を別添写しのとおり通知したので、貴職におかれましても御了知願います。

記

1. 指導監査対象
2. 指導監査方法
3. 指導監査実施日

第6号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年度社会福祉法人等指導監査の結果について（照会）

法第 条の規定に基づき、今年度において下記法人の指導監査を実施した場合には、当該法人に通知後、本市へ結果通知の写しを情報提供くださるようお願いいたします。

記

1. 指導監査法人